

2 対象事業・団体

(1) 対象となる事業

練馬区内で実施するもので、以下の要件をすべて満たす必要があります。

未来創造チャレンジ

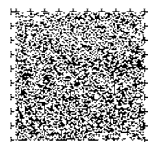
1. 公共的・公益的な事業で、地域活動団体等が主体となり、区と協働して実施する事業であること。なお、複数の地域活動団体等が共同で主体となることもできる。
2. 事業の効果・成果が特定の個人や団体のみに帰属せず、地域への波及が見込まれること。
3. 区との役割分担が明確かつ適切で、協働することで高い成果が見込まれること。
4. 団体が、計画から実施まで主体的に実施することが可能な事業であること。
5. 事業計画・収支計画が明確かつ適切であり、終了後も事業継続する見込みがあること。
6. 新しい取組または既存の取組を発展させた事業であること。

コラボチャレンジ

1. 公共的・公益的な事業で、地域活動団体等が主体となり、他の地域活動団体等と協働して実施する事業であること。
2. 事業の効果・成果が特定の個人や団体のみに帰属せず、地域への波及が見込まれること。
3. 団体間の役割分担が明確かつ適切で、協働することで高い成果が見込まれること。
4. 団体が、計画から実施まで主体的に実施することが可能な事業であること。
5. 事業計画・収支計画が明確かつ適切であること。
6. 新しい取組または既存の取組を発展させた事業であること。

ただし、つぎの項目にあてはまる事業は除きます。

- 営利を目的とした事業
- 特定の政党、政治活動または宗教に関わる事業
- 調査、研究または計画立案のみを目的とし、事業の実施を伴わない事業
- 施設の建設または整備のみを目的とした事業
- 国、地方公共団体または企業等から補助を受けている事業（応募段階を含む）
※ 令和9年3月31日までに補助終了するものについては、問題ありません。



(2) エントリーできる団体

区内で活動する町会・自治会、NPO法人、ボランティア団体、事業者等で、以下の要件をすべて満たす団体であることを要件とします。

※ 個人での応募はできません。

※ 団体の法人格は問いません。

未来創造チャレンジ

1. 組織運営に関する定款、規約、会則等があり、構成員が5人以上かつ練馬区在住、在勤、または在学者を含むこと。
2. 予算・決算が適切に行われていること。
3. 事業の成果報告および会計報告ができること。
4. 団体の責任者および連絡担当者が特定できること。
5. 活動実績を1年以上有していること。
共同主体の場合は、少なくとも1つの団体がこれを満たしていること。

コラボチャレンジ

1. 組織運営に関する定款、規約、会則等があり、構成員が5人以上かつ練馬区在住、在勤、または在学者を含むこと。
2. 予算・決算が適切に行われていること。
3. 事業の成果報告および会計報告ができること。
4. 団体の責任者および連絡担当者が特定できること。
5. 1および2の要件を満たす団体と連携できること。

ただし、つぎの項目にあてはまる団体は除きます。

- 特定の政党、政治活動または宗教に関わる活動をしている団体
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団もしくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にある団体

